保護者様

江東区立第三大島小学校
校長　　武田　　淳

登校許可報告書について

平素より学校運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
学校保健安全法第１９条に基づき、学校感染症にかかった場合は、出席停止となります。治癒後、医師より登校の許可がおりましたら、登校の際、下記報告書を保護者の方がご記入をされ、学校へご提出ください。（医師の診断書は必要ありません。）

記

≪登校許可報告書≫

＿＿年　＿＿組　児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出席停止期間　＿＿＿月＿＿＿日　～　＿＿＿月＿＿＿日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　受診医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当する病名の欄に〇をつけてください。

第１種		出席停止の期間の基準　等
	新型コロナウイルス感染症	医師の許可があるまで（治癒するまで）
	その他（　　）	
第２種		出席停止の期間の基準　等
	インフルエンザ（　）型	発症した（発熱した日の翌日を１日とする）後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	

第３種		出席停止期間の基準　等 病状により、学校医・その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで			
	流行性角結膜炎		急性出血性結膜炎		溶連菌感染症
	ウイルス性肝炎		手足口病		伝染性紅斑（りんご病）
	ヘルパンギーナ		マイコプラズマ感染症		感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）
	その他　　感染症名（　　）				